

高知県長期療養者厚生援護事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県長期療養者厚生援護事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、長期入院患者等の福祉の増進を図るために、高知県患者同盟（以下「補助事業者」という。）が行う長期療養者厚生援護事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助対象経費は、別表に定めるとおりとし、補助額は、知事が別に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとし、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 高知県長期療養者厚生援護事業費補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 収支予算書
- (4) その他必要があると認める書類

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更及び補助事業に要する経費間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20パーセント以内の変更を除く。）をする場合並びに補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。
- (5) その他知事が特に必要があると認めて指示した事項

(概算払)

第6条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めたときは、概算払をすることが

できる。

- 2 補助事業者は、概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとし、補助事業の完了後1月以内又は3月31日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 高知県長期療養者厚生援護事業費補助金精算額調書(別紙3)
- (2) 事業成績書(別紙4)
- (3) 収支決算(見込み)書
- (4) その他必要があると認める書類

(情報の開示)

第8条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号並びに第8条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 事業名	2 補助対象経費	3 補助率
<p>長期療養者 厚生援護 事業</p>	<p>長期入院患者等の福祉の増進を図るために行う 次に掲げる事業等の実施に要する経費</p> <p>(1) 生活相談事業 長期入院患者の生活、福祉等の各種相談</p> <p>(2) 健康づくり生きがい講座並びに啓発及び相談活動 社会復帰への意欲喚起に資する講座の開催並びに 啓発及び相談活動</p>	<p>定 額</p>

別記

第1号様式

平成 年 月 日

高知県知事

様

申請者住所

氏 名

印

補助金交付申請書

高知県補助金交付規則第3条第1項及び高知県長期療養者厚生援護事業費補助金交付要綱第4条の規定により、平成 年度高知県長期療養者厚生援護事業費補助金の交付を関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

円

2 補助事業の目的及び内容

第2号様式

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者住所

氏 名 印

変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のありました事業の内容等に変更が生じたので、高知県長期療養者厚生援護事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金既交付決定額 円

(事業名)

2 今回補助金増額（減額）交付申請額 円

3 変更（中止・廃止）事項

4 添付書類

(1) 収支予算書

(2) 変更理由書

第3号様式

概 算 請 求 書

高知県長期療養者厚生援護事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、平成 年度
高知県長期療養者厚生援護事業費補助金（決定通知番号第 号）を下記のとおり概算交付
されるよう請求します。

記

補助金交付決定額 円

既 交 付 額 円

今 回 請 求 額 円

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者住所

氏 名 印

※銀行振込先

銀行名等	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人
		普・当		

第4号様式

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者住所

氏 名 印

事 業 実 績 報 告 書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のありました平成 年度高知県長期療養者厚生援護事業が完了しましたので、高知県長期療養者厚生援護事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金受入済額 円
- 3 補助金受入年月日 平成 年 月 日

平成 年度高知県長期療養者厚生援護事業費補助金所要額調書

(単位:千円)

事業名	総事業費 A	支出予定額 B	基準額 C	選定額 (B及びCの少ない方の額) D	県補助所要額 E
長期療養者厚生援護事業					
計					

事業計画書

事業名	事業内容	所要額
長期療養者 厚生援護 事業	○生活相談事業（訪問計画等）	千円
長期療養者 厚生援護 事業	○健康づくり生きがい講座及び啓発、相談活動（講座内容、開催計画等）	
計		千円

(注) 各事業の対象経費の内訳を記入すること。

事 業 成 績 書

事業名	事業内容	支出済額
長期療養者 厚生援護 事業	○生活相談事業（訪問実績等）	円
長期療養者 厚生援護 事業	○健康づくり生きがい講座及び啓発、相談活動（講座内容、開催実績等）	
計		円

(注) 各事業の支出経費の内訳を記入すること。